

# 公益社団法人日本薬剤師会年金規則

## 第一章 総 則

### (目 的)

第 1 条 公益社団法人日本薬剤師会(以下、「本会」という。)は、本会定款第 4 条第 1 項第 8 号に掲げる会員(以下、「会員」という。)に対する年金給付等の特定保険業として、会員が相互扶助の高い理念と強い連帯意識の下に、本規則にもとづく公益社団法人日本薬剤師会年金保険制度(以下、「本制度」という。)を運営する。

本制度は、会員の老齢または死亡について、年金または一時金の給付を行い、会員およびその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とし、あわせて本会の発展と会員相互の連帯の強化を図るものである。

### (年金基金)

第 2 条 本制度の給付を行うために積立てられる資金は、年金基金(以下、「基金」という。)として、本会が指定する信託会社等と本会とが締結する管理・運用契約にもとづいて管理・運用される。

2 本規則にもとづいて加入者から払い込まれる保険料は、本会がこれを受け入れ、前項の契約にもとづく信託金として払い込む。

3 第 1 項の契約から生ずる果実は、基金に繰り入れる。

4 第 1 項の信託会社等を変更する場合は、年金委員会(第 8 条に定める年金委員会をいう。以下同じ。)において審議した上で、本会理事会の決議を得るものとする。

### (用語の意義)

第 3 条 本規則において用いる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者 本制度の給付を受けるべき会員で、以下の加入者、受給者および受給権者をいう。
- (2) 加入者 第 3 章の規定により、本制度に加入している満 65 歳未満の会員(脱退した者を除く。)をいう。
- (3) 受給者 本制度による老齢年金、繰上げ老齢年金、繰延べ老齢年金を受給中の者をいう。
- (4) 受給権者 本制度における年金または一時金の受給資格を取得した被保険者で、加入者および受給者以外の者をいう。
- (5) 遺族 加入者、受給者、遺族年金受給者または受給権者であった者の遺族をいう。
- (6) 遺族年金受給者 受給者が死亡した場合のその遺族で、引き続き年金の支給をされる者をいう。

- (7) 加入期間 加入者である期間（加入者となった日の属する月から脱退した日の翌日または満65歳に達した日のいずれか早い方の日の属する月の前月までの期間とし、中断中の期間のうち第12条の2の規定により利息を付与しない期間を除く。）とする。
- (8) 年金現価 当該年金額を将来期間給付するために要する原資を現在時点で評価した額をいう。
- (9) 中 断 加入者が保険料の払込みを停止し、かつ脱退していない状態をいう。  
（業務の所掌）

第4条 本制度に係る業務は、総務部会計・厚生課において行う。

## 第二章 制度の運営

### （事務の委託）

第5条 本会は、本制度の決算、年金財政に関する事務および被保険者の管理事務ならびに給付金支払事務を第2条第1項で規定する信託会社等に委託することができる。

### （決算および年金財政）

第6条 本会は、本制度の給付額、保険料の算定を適正な年金数理にもとづいて行う。

2 本制度の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。本会は、決算の結果を年金委員会において審議した上で、本会理事会の決議を経て、本会総会（以下、「総会」という。）の承認を得るとともに日本薬剤師会雑誌に掲載する。

3 決算の結果生じた剰余金は、基金に留保する。

4 本会は、年金財政の健全性を維持するために、少なくとも3年ごとに財政計画の再検討を行い、必要あるときは、給付金額（受給者の給付金額も含む。）または保険料について修正を行う。

5 年金委員会は、本会理事会で選任した保険計理人（保険業法に規定された保険計理人をいう。以下同じ。）によって年1回作成される意見書に基づき、財政上必要な事項についての見直しの検討を行うとともに、検討の結果、見直しが必要と判断した場合には速やかに見直しを行うものとする。なお保険計理人は、必要に応じ、本会理事会および年金委員会等の委員会に出席し、意見を述べることもある。

6 本会は、前項の保険計理人に対し、意見書の作成に必要な情報の入手等職務遂行上必要な権限を付与するものとする。

### （分別経理）

第7条 本制度の経理は独立とし、本会の一般会計と分別する。

2 本制度の運営に要する諸費用は基金より充当するものとし、その額は原則として前条第3項の剰余金の額をこえない範囲とし、年金委員会において充当額を審議した上で、本会理事会が

決議する。ただし、前条第3項の剰余金のない場合は年金委員会において審議した上で、本会理事会が本制度運営に要する諸費用の必要最小限の範囲で、基金から充当を決議することができる。

(年金委員会)

第8条 本制度の適正な運営を図るため、本会理事会に年金委員会を設ける。なお、年金委員会は、本会理事会の委任を受けた業務を行うものとする。

2 年金委員会は、委員15名以内をもって構成し、委員は本会理事(以下、「理事」という。)代表6名以内、加入者代表6名以内、学識経験者等3名以内を本会会長(以下、「会長」という。)が委嘱し、委員長は理事代表委員の内から会長が指名する。

3 本会理事会は、次の各号に掲げる事項について年金委員会に諮問しなければならない。

- (1) 本制度の決算および年金財政計画の適否に関する事項
- (2) 本制度の規則および施行細則の改廃ならびに疑義の解釈に関する事項
- (3) その他本制度の運営の適正を図るために必要と認められる事項

4 本会理事会は、年金委員会の答申については尊重しなければならない。

### 第三章 加入および保険料の払込み

(加入資格者)

第9条 本制度への加入資格は、満60歳未満の会員が有するものとする。

(加入日)

第10条 加入日は、毎月1日とする。

(保険料の払込み)

第11条 加入者は、月額3,000円以上(1,000円単位)の保険料を満65歳に達する日の属する月の前月まで払い込まなければならない。ただし、第16条による繰上げ老齢年金の支給を申し出た者は、繰上げ老齢年金の支給開始の月の前月まで払い込むものとする。

2 加入者は、前項に定める保険料を月払いに代えて年払いで払い込むことができる。

3 前項の年払保険料は、月払保険料1,000円あたり11,910円とする。

(保険料の増額および減額)

第12条 加入者は、満61歳に達する日の属する月の前月まで保険料の増額または減額の申込みを行うことができる。なお、直近の保険料の減額から経過1年未満の減額は認めない。

2 第1項に定める保険料の増額または減額は、本会が保険料の増額または減額を受理した月の翌月以降の保険料から適用するものとする。

3 保険料を増額または減額する場合、増額後または減額後の保険料が以下の条件を満たすものとする。

- (1) 月払保険料 3,000円以上500,000円以下

(2) 年払保険料 35,730円以上5,955,000円以下

( 保険料の中断 )

第12条の2 加入者は、保険料の払い込みが困難な場合、本会に対して中断を申し込むことができる。

2 前項の中断を本会が受理したときは、本会は中断中の期間において利息を付与するものとする。

3 加入者が本会に連絡しないまま、保険料未納または金融機関口座引き落とし不能等により中断となった場合には、本会は中断中の期間において利息を付与しないものとする。

4 中断中の加入者は、保険料の払い込みを再開することを本会に申し込むことができる。

( 保険料元利合計額および保険料元本累計額 )

第12条の3 加入者および受給権者の加入した月から年金の支給開始月の前月までの各月の保険料の元利合計額(以下、「保険料元利合計額A」という。)は、当該月の前月末日における保険料元利合計額Aに、次の各号に掲げる額を合算した額を加算した額とする。なお、あらたに加入した者(退会者に関する特則第1条第2項により再入会した者を除く。)の加入した日の前日以前の保険料元利合計額Aは零とする。

(1) 当該月に払い込まれた保険料(中断中の月、満65歳に達した日の属する月以降の月は零とする。また、年払いで保険料を払い込む場合にあっては、年払保険料を払い込んだ月は当該払い込んだ年払保険料相当額とし、払い込みのない月は零とする。)

(2) 当該月の前月末日における保険料元利合計額Aに月次利率Aを乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、前条の規定により利息を付与しない期間は零とする。)

2 加入者の加入した月から脱退一時金または遺族一時金を支給する月の前月までの各月の保険料の元利合計額(以下、「保険料元利合計額B」という。)は、「保険料元利合計額A」を「保険料元利合計額B」、「月次利率A」を「月次利率B」に読み替えて前項の規定により算出した額とする。

3 第1項の月次利率Aは、年利1.0%の月次利回り(次の算式により計算される率とし、0.000001%未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

$$(1 + 1.0\%)^{1/12} - 1$$

4 第2項の月次利率Bは、年利0.5%の月次利回り(次の算式により計算される率とし、0.000001%未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

$$(1 + 0.5\%)^{1/12} - 1$$

5 保険料元本累計額は、加入者の加入した月から脱退一時金または遺族一時金を支給する月の前月まで第1項第1号の額を累計した額とする。

## 第四章 給 付

### (給付の種類)

第13条 本制度による給付の種類は、次のとおりとする。

- (1) 老 齢 年 金
- (2) 繰上げ老齢年金
- (3) 繰延べ老齢年金
- (4) 遺 族 年 金
- (5) 脱 退 一 時 金
- (6) 遺 族 一 時 金

### (給付の認定)

第14条 受給資格および給付額の認定について疑義がある場合は、年金委員会で審議した上で、本会理事会が決議する。

### (老齢年金)

第15条 保険料払込期間(加入者となった日の属する月から脱退した日の翌日または満65歳に達した日のいずれか早い方の日の属する月の前月までの期間のうち、中断中の期間を除いた期間)が5年以上の加入者が満65歳に達したときは、老齢年金の受給権を取得する。

- 2 老齢年金は満65歳に達した日の属する月から15年間(以下、15年間を「保証期間」という。)本人の生死にかかわらず支給し、保証期間経過後は本人の死亡の日の属する年の12月まで支給する年金(以下、「保証期間付終身年金」という。)とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、加入者または受給権者は、満65歳に達した日の属する月から10年間または15年間(以下、「確定年金期間」という。)本人の生死にかかわらず支給する年金(以下、「確定年金」という。)を、支給開始時に選択できる。
- 4 老齢年金の給付月額、支給開始月の前月末日の保険料元利合計額Aを、以下に定める係数で除した額とする。

- (1) 保証期間付終身年金 259.98
- (2) 確定年金(確定年金期間が10年間) 114.18
- (3) 確定年金(確定年金期間が15年間) 167.14

### (繰上げ老齢年金)

第16条 前条の規定にかかわらず、満60歳以上満65歳未満で前条第1項に定める保険料払込期間が20年以上となった加入者については、本人の申し出により繰上げ老齢年金を支給することができる。ただし、この場合の老齢年金は保証期間付終身年金に限るものとする。

- 2 繰上げ老齢年金は、老齢年金と同様に、保証期間中は本人の生死にかかわらず支給し、保証期間経過後は本人の死亡の日の属する年の12月まで支給する。

3 繰上げ老齢年金の給付月額、支給開始月の前月末日の保険料元利合計額Aを前条第4項第1号に定める係数で除した額に、支給開始時の年齢に応じ別表1に定める乗率を乗じて得た額とする。

(繰延べ老齢年金)

第16条の2 第15条の規定による老齢年金の受給権者が、満65歳に達する日の属する月の前月までに繰延べを申し出ていたときは、その者にかかる老齢年金の支給開始時期を満70歳を限度とし、繰延べることができる。ただし、この場合の老齢年金は保証期間付終身年金に限るものとする。

2 前項により支給開始時期を繰延べた老齢年金(以下、「繰延べ老齢年金」という。)の給付は、受給権者が受給者となった月から、老齢年金と同様に、保証期間中は本人の生死にかかわらず支給し、保証期間経過後は本人の死亡の日の属する年の12月まで支給する。

3 繰延べ老齢年金の給付月額は、支給開始月の前月末日の保険料元利合計額Aを第15条第4項第1号に定める係数で除した額に、支給開始時の年齢に応じ別表3に定める乗率を乗じて得た額とする。

(遺族年金)

第17条 受給者が死亡した場合は、その遺族に対し遺族年金を支給する。

2 遺族年金の給付の対象となる期間は、つぎのとおりとする。

(1) 受給者が保証期間中に死亡した場合

保証期間から年金給付済みの期間を控除した残余の期間

(2) 受給者が保証期間経過後に死亡した場合

受給者の死亡した日の属する年の12月までの年金の未支払期間

(3) 受給者が確定年金受給中に死亡した場合

確定年金期間から年金給付済みの期間を控除した残余の期間

3 遺族年金の給付月額は、死亡した受給者が支給されていた年金の給付月額とする。

(年金の一時払)

第18条 年金受給権者、受給者、遺族および遺族年金受給者は年金にかえて一時払金を選択することができる。

2 前項による一時払金の給付額は、次のとおりとする。

(1) 年金受給権者が、年金の支給開始時まで一時払金を選択した場合

第19条第2項により計算される脱退一時金の給付額

ただし、満65歳以上の者については、満65歳に到達した日の属する月(年金繰延中の者の場合は一時払金を選択した月)の前月末日の保険料元利合計額Bとする。

(2) 受給者が年金の支給開始後に一時払金を選択した場合

年金月額に保証期間または確定年金期間の残りの期間に応じた別表2に定める率を乗

じた額とする。

- (3) 遺族が受給者もしくは遺族年金受給者の死亡時または遺族年金受給者が年金の支給開始後に一時払金を選択した場合

前号により計算される一時払金の給付額に0.5を乗じた額とする。

- 3 前項第2号において、保証期間付終身年金の受給者のうち、一時払金を選択した受給者が、保証期間経過後に生存していた場合には、保証期間の終了する年月の翌月から本人の死亡の日の属する年の12月まで年金を支給する。

(脱退一時金)

第19条 加入者が次の各号に該当するときは、脱退一時金を支給する。

- (1) 会員の資格を喪失したことにより、本制度を脱退したとき。  
(2) 加入者より脱退の申し出があったとき。  
(3) 第30条の規定により加入者を本制度から脱退させたとき。

2 脱退一時金の給付額は、加入期間に応じて次の各号に定める額とする。

- (1) 加入期間5年未満

保険料元本累計額

- (2) 加入期間5年以上10年未満

保険料元本累計額 + (脱退した月の前月末日の保険料元利合計額B - 保険料元本累計額) ÷ 2

- (3) 加入期間10年以上

脱退した月の前月末日の保険料元利合計額B

(遺族一時金)

第20条 加入者または受給権者が死亡したときは、その遺族に対し遺族一時金を支給する。

2 遺族一時金の給付額は次のとおりとする。

- (1) 加入者または受給権者(満65歳以上の者を除く。)が死亡した場合

前条第2項により計算される脱退一時金の給付額とする。

- (2) 満65歳以上の者が死亡した場合

満65歳に到達した月(年金繰延中の者が死亡した場合は死亡した月)の前月末日の保険料元利合計額Bとする。

(遺族加給一時金)

第21条 削 除

## 第五章 雑 則

(通知義務)

第22条 被保険者は、本会に届出た事項に変更が生じた場合は、遅滞なく書面をもってその旨

を本会に通知しなければならない。

2 被保険者が死亡したときは、遺族は遅滞なく書面をもってその旨を本会に通知しなければならない。

(遺族の範囲および順位)

第23条 被保険者は、書面による本会への届出により、その遺族を指定することができる。

2 前項の指定のないときの遺族の範囲および順位は次のとおりとする。

- (1) 配偶者(事実上の婚姻関係にある者も含む。)
- (2) 子
- (3) 父母(本人が養子の場合の順位は養父母を先にし、実父母を後にする。)
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹
- (7) その他の血族(順位については年金委員会で裁定)

3 前項において同順位者が2人以上あるときは、その1人のした遺族給付金の支給請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした遺族給付金の支給は、全員に対してしたものとみなす。

(遺族年金、および遺族一時金の受給権の放棄と受給権の移行)

第23条の2 遺族年金および遺族一時金の受給権者は、受給権を放棄し、その受給権を前条第2項の順位で次順位者に移行することができる。

(受給権の処分禁止)

第24条 本制度により給付を受ける権利は、これを譲渡し、または担保に供することができない。

(受給権の消滅)

第25条 本制度により給付を受ける権利は、その支払いを受けるべき日から5年間これを行使しない場合は消滅する。ただし、年金委員会において審議した上で、本会理事会が特別の事情があると認めた場合はこの限りでない。

(クーリング・オフ)

第26条 本会に対して本制度加入の申込みをした者または加入者(以下、この条において「申込者等」という。)は、本制度加入の申込日と本制度加入の申込みの撤回または解除(以下、この条において「クーリング・オフ」という。)に関する事項を記載した書面を交付された日とのいずれか遅い日から起算して8日以内に本会宛に発信した書面によって、当該加入のクーリング・オフを行うことができる。

2 前項の申込者等が発信する書面には、クーリング・オフを行行使する旨の意思表示、本制度加入の申込みを行った年月日ならびに申込者等の氏名および住所を記載した上、自署による署名



または記名押印をするものとする。

3 本会は、クーリング・オフが行われた本制度加入に関し保険料を収受しているときは、その全額をすみやかに申込者等に返還する。

( 保険期間中における保険料の増額または給付額の減額等 )

第 27 条 本会は、その業務または財産の状況に照らして、特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、以下に定める手続きを行うことにより、保険期間中において保険料を増額しまたは給付額を減額すること(以下、この条において「契約条件の変更等」という。)ができる。

(1) 契約条件の変更等につき年金委員会において審議した上で、本会理事会の決議を取得すること。

(2) 前号に定める本会理事会の決議を取得した後、契約条件の変更等のために必要となる基礎書類(本規則、年金規則施行細則(以下、「施行細則」という。)) 保険料及び責任準備金の算出方法書をいう。)等の変更につき、主務官庁の認可等を得ること。

(3) 契約条件の変更等につき、前号に定める主務官庁の認可等を得た後ただちに、被保険者および遺族に通知すること。

( 年金給付一時停止の特例 )

第 27 条の 2 脱退一時金および年金の一時払金の請求が集中的に多発するなど、業務遂行上本会が必要であると判断した場合には、本会は年金等の給付を一時的に停止することができる。

2 前項の停止期間は、6 カ月を超えない期間とする。

( 年金額、給付の種類または保険期間を変更する場合の取扱い )

第 28 条 本制度は、本規則に定めるもののほか、年金額、給付の種類または保険期間の変更の取扱いに関する事項につき定めを置かないものとする。

( 脱退 )

第 29 条 加入者は、いつでも、将来に向かって本制度を脱退できるものとする。

( 重大事由による解除 )

第 30 条 次の各号のいずれかに該当した場合、本会は、当該加入者について将来に向かって本制度から脱退させることができる。

(1) 加入者が保険金(他の保険契約の保険金等を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問わない。以下、本条において同様とする。)を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含む。)をした場合

(2) 保険金の請求に関し、加入者に詐欺行為があった場合

(3) その他保険契約を継続することを期待し得ない前 2 号と同等の事由がある場合

2 前項の規定により本制度から脱退させたときは、本会は第 19 条の金額を加入者に支払うものとする。

( 施行細則 )

第 3 1 条 本制度の施行に必要な事項は、年金委員会において審議した上で、本会理事会の決議を経て別に定める施行細則による。

( 疑義の解釈 )

第 3 2 条 本規則および施行細則につき疑義の生じたときまたは定めのない事項の取扱いについては、年金委員会で審議した上で、本会理事会が決議する。

( 不服の申立 )

第 3 3 条 加入および給付に関し本会の処理に不服がある場合には、書面をもって本会に対し不服の申立を行うことができる。

( 本会の免責 )

第 3 4 条 本会は、本規則および施行細則に従って年金または一時金の支払いその他の事務を行った上は、被保険者につき生じた損害についてはその責任を負わない。

( 規則の変更 )

第 3 5 条 本規則の変更は、年金委員会において審議した上で、本会理事会の決議を経て行い、総会に報告する。

( 年金保険制度の廃止と基金の分配方法 )

第 3 6 条 本制度の廃止およびその際の基金の分配方法については、年金委員会において審議した上で、本会理事会および総会の決議を経てこれを決定する。

2 前項の規定による本制度の廃止に係る総会の決議があった場合には、本会は、適切な資産分配を行う観点から、年金等の給付、保険料徴収及び加入・脱退等の手続のうち全部又は一部を停止する。

第 3 7 条 本制度の廃止およびその際の基金の分配方法については、本条に定めるとおりとする。

2 分配基準日は、2020年6月30日とする。

3 分配基準日時点の加入者、受給権者および受給者に対して、基金から諸費用及び分配基準日時点で未払となっている給付額等を除いた残額（以下、「分配資産」という。）を分配する。

4 加入者および受給権者に対する分配額は、原則として、分配基準日における保険料元利合計額Bとする。

5 受給者に対する分配額は、原則として、分配基準日における保険料元本累計額から支給総額を減じた額とし、支給総額が保険料元本累計額を上回る場合はゼロとする。ただし、分配資産からかかる分配額の総額および前項に基づく分配額の総額を差し引いた残額がある場合、受給者に対し、各受給者の責任準備金の金額に応じてこれを按分し分配する。なお、各受給者あたり1円未満の端数は四捨五入する。

また、分配後の分配資産については、振込費用、供託費用その他再分配に要する費用の見込み額を超えない場合には再分配は行わないものとする。

- 6 前各項に定めるほか、分配資産の分配方法の詳細については、別紙「公益社団法人日本薬剤師会年金規則第37条 分配規定詳細一覧表」に定める。
- 7 本条に基づく分配金の弁済は、加入者、受給権者又は受給者が指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により行う。ただし、本会が別途定める日までに加入者、受給権者又は受給者が振込口座の指定を行わない場合には、加入者又は受給権者については本会に届け出た保険料の口座振替用の金融機関の預金口座に振り込む方法により、受給者については本会に届け出た年金給付の振込用の金融機関の預金口座に振り込む方法により、それぞれ行う。当該弁済時において当該口座が存在しない等の理由により当該弁済が行えない場合には、弁済は、本会の事務所所在地において行う。
- 8 総会決議でもって本制度が廃止された場合、本制度に係るすべての保険契約は終了するものとする。

## 退会者に関する特則

(退会者の保険料の取扱い)

第 1 条 本会を退会した場合、退会から 1 年間は保険料を払い込むことができるものとし、本会は同期間は利息を付与するものとする。また、同期間経過後は、本会は利息を付与しないものとする。

2 本会を退会した場合、再入会して保険料の払込みを再開することを本会に申し込むことができる。

(脱退一時金)

第 2 条 加入者が、満 65 歳に達する日の属する月の前月の応当日時点で会員の資格を喪失しているときは、脱退一時金を支給する。

(規則の読み替え)

第 3 条 本特則においては、公益社団法人日本薬剤師会年金規則(以下、「年金規則」という。)を次のとおり読み替えて適用する。

(1) 第 3 条(用語の意義)の規定中「会員」とあるのは「会員(以前に本会の会員であった者で、本会を退会した者を含む。)」

(2) 第 9 条(加入資格者)の規定中「会員」とあるのは「会員(加入日時点で本会の会員である者に限る。)」

(3) 第 15 条(老齢年金)の規定中「加入者」とあるのは「加入者(満 65 歳に達する日の属する月の前月の応当日時点で本会の会員である者に限る。)」

(4) 第 16 条(繰上げ老齢年金)の規定中「加入者」とあるのは「加入者(繰上げ老齢年金の受給開始月の前月末日時点で本会の会員である者に限る。)」

(5) 第 16 条の 2(繰延べ老齢年金)の規定中「受給権者」とあるのは「受給権者(老齢年金の繰延べを申し出る日時点で本会の会員である者に限る。)」

(準用規定)

第 4 条 本特則に定めのない事項については、本特則に反しない限り、年金規則の規定を準用する。

## 付 則

( 受給者にかかる給付 )

第 1 条 平成 26 年 3 月 31 日現在における受給者にかかる平成 26 年 4 月以降の給付月額  
は、従前の給付月額に 0.65 を乗じた額とする。

なお、受給者のうち平成 16 年 3 月 31 日現在において受給者および受給権者（年金繰延中  
の者を除く。）であった者にかかる給付は、支給開始後 10 年間本人の生死にかかわらず支  
給し、10 年経過後は本人の死亡の日の属する年の 12 月まで支給する。

( 保険料を一括払いで払込んだ加入者の一括払込額にかかる給付 )

第 2 条 一括払いで払込んだ加入者の一括払込額にかかる給付額は次のとおりとする。

(1) 老齢年金

$$C \times D \div E$$

(2) 脱退一時金・遺族一時金

$$C \times F$$

C : 平成 16 年 3 月 31 日現在の要支給額（従前の規則により算出した脱退一時金額）

D : 平成 16 年 4 月 1 日以降の加入期間に応じた別表 4 の乗率

E : 年金換算率（201.53661）

F : 平成 16 年 4 月 1 日以降の加入期間に応じた別表 5 の乗率

( 平成 30 年 3 月 31 日までの加入者に対する保険料の取り扱い )

第 3 条 第 11 条の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までの加入者は、平成 30 年 4  
月 1 日以降も、平成 30 年 3 月 31 日までに払い込んでいた保険料と同額の保険料を払い込み  
できるものとする。

2. 平成 30 年 3 月 31 日までの加入者が、平成 30 年 4 月 1 日以降に、保険料を増額または減  
額する場合には、増額または減額した後の保険料が第 11 条第 1 項の規定を満たすものとする。

( 平成 30 年 4 月 1 日変更時の保険料元利合計額および保険料元本累計額 )

第 4 条 第 12 条の 3 に規定する保険料元利合計額および保険料元本累計額については、平成  
30 年 4 月 1 日変更時の額を次の各号に定める額とし、当該額を平成 30 年 3 月 31 日時点の  
額として、平成 30 年 4 月 1 日以降第 12 条の 3 の規定に基づき算定するものとする。なお、  
本条における口数は、平成 30 年 4 月 1 日付改正前の年金規則第 11 条に規定する加入口数を  
いう。

(1) 保険料元利合計額 A

平成 30 年 3 月 31 日を基準日として加入期間および口数に基づき算定した老齢年金  
の給付月額に 259.98 を乗じた額に、当該基準日における年齢、加入期間および口  
数に応じた一定額を加算した額

(2) 保険料元利合計額 B

平成30年3月31日を基準日として加入期間および口数に基づき算定した脱退一時金の給付額に、当該基準日における年齢、加入期間および口数に応じた一定額を加算した額

(3) 保険料元本累計額

平成30年3月31日までに払い込んだ保険料の合計額に基づき算定した額

(施行日)

第5条 本規則は、令和2年12月9日より改正施行する。

昭和48年6月1日施行

昭和50年1月14日一部改正

昭和54年4月1日一部改正

昭和55年10月1日一部改正

昭和59年8月23日一部改正

昭和60年4月1日一部改正

平成3年8月21日一部改正

平成5年4月1日一部改正

平成5年10月1日一部改正

平成9年4月1日一部改正

平成10年4月1日一部改正

平成16年4月1日一部改正

平成20年1月16日一部改正

平成22年8月27日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成24年7月10日一部改正

平成25年6月20日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

令和2年6月26日一部改正

## 別 表 1

繰上げ老齢年金乗率表

支給開始時年齢	乗 率
60歳0カ月～60歳2カ月	88.8 %
60.3～60.5	89.3
60.6～60.8	89.9
60.9～60.11	90.4
61.0～61.2	90.9
61.3～61.5	91.5
61.6～61.8	92.0
61.9～61.11	92.6
62.0～62.2	93.1
62.3～62.5	93.7
62.6～62.8	94.2
62.9～62.11	94.8
63.0～63.2	95.3
63.3～63.5	95.9
63.6～63.8	96.5
63.9～63.11	97.0
64.0～64.2	97.6
64.3～64.5	98.2
64.6～64.8	98.8
64.9～64.11	99.4

## 別 表 2

## 一 時 払 金 乘 率 表

年 月	11	10	9	8	7	6
15						
14	166.28	165.42	164.56	163.69	162.83	161.96
13	155.89	155.02	154.15	153.27	152.40	151.53
12	145.39	144.51	143.63	142.75	141.87	140.99
11	134.79	133.90	133.01	132.12	131.23	130.34
10	124.08	123.19	122.29	121.39	120.49	119.59
9	113.27	112.36	111.46	110.55	109.64	108.73
8	102.35	101.43	100.52	99.60	98.68	97.77
7	91.32	90.39	89.47	88.54	87.62	86.69
6	80.18	79.24	78.31	77.37	76.44	75.50
5	68.92	67.98	67.04	66.09	65.15	64.20
4	57.56	56.60	55.65	54.70	53.74	52.79
3	46.08	45.12	44.15	43.19	42.22	41.26
2	34.48	33.51	32.54	31.57	30.59	29.62
1	22.77	21.79	20.81	19.83	18.84	17.86
0	10.95	9.95	8.96	7.97	6.98	5.98

年 月	5	4	3	2	1	0
15						167.14
14	161.10	160.23	159.36	158.50	157.63	156.76
13	150.65	149.78	148.90	148.03	147.15	146.27
12	140.11	139.22	138.34	137.45	136.57	135.68
11	129.45	128.56	127.67	126.77	125.88	124.98
10	118.69	117.79	116.89	115.98	115.08	114.18
9	107.82	106.91	106.00	105.09	104.18	103.26
8	96.85	95.93	95.01	94.08	93.16	92.24
7	85.76	84.83	83.90	82.97	82.04	81.11
6	74.56	73.62	72.69	71.75	70.81	69.86
5	63.25	62.31	61.36	60.41	59.46	58.51
4	51.83	50.87	49.92	48.96	48.00	47.04
3	40.29	39.33	38.36	37.39	36.42	35.45
2	28.64	27.67	26.69	25.71	24.73	23.75
1	16.87	15.89	14.90	13.91	12.92	11.94
0	4.99	3.99	3.00	2.00	1.00	0.00



## 別 表 3

## 繰延べ老齢年金乗率表

支給開始時年齢	乗率
65歳1カ月～65歳3カ月	100.6 %
65.4～65.6	101.3
65.7～65.10	102.1
65.11～66.0	102.5
66.1～66.3	103.1
66.4～66.6	103.8
66.7～66.10	104.6
66.11～67.0	105.0
67.1～67.3	105.6
67.4～67.6	106.3
67.7～67.10	107.1
67.11～68.0	107.5
68.1～68.3	108.2
68.4～68.6	108.9
68.7～68.10	109.8
68.11～69.0	110.2
69.1～69.3	110.9
69.4～69.6	111.6
69.7～69.10	112.5
69.11～70.0	112.9

## 別 表 4

## 乗 率 表

期 間	乗 率	期 間	乗 率
0 年	1 . 0 0 0 0 倍	2 1 年	1 . 2 3 2 4 倍
1	1 . 0 1 0 0	2 2	1 . 2 4 4 7
2	1 . 0 2 0 1	2 3	1 . 2 5 7 2
3	1 . 0 3 0 3	2 4	1 . 2 6 9 7
4	1 . 0 4 0 6	2 5	1 . 2 8 2 4
5	1 . 0 5 1 0	2 6	1 . 2 9 5 3
6	1 . 0 6 1 5	2 7	1 . 3 0 8 2
7	1 . 0 7 2 1	2 8	1 . 3 2 1 3
8	1 . 0 8 2 9	2 9	1 . 3 3 4 5
9	1 . 0 9 3 7	3 0	1 . 3 4 7 8
1 0	1 . 1 0 4 6	3 1	1 . 3 6 1 3
1 1	1 . 1 1 5 7	3 2	1 . 3 7 4 9
1 2	1 . 1 2 6 8	3 3	1 . 3 8 8 7
1 3	1 . 1 3 8 1	3 4	1 . 4 0 2 6
1 4	1 . 1 4 9 5	3 5	1 . 4 1 6 6
1 5	1 . 1 6 1 0	3 6	1 . 4 3 0 8
1 6	1 . 1 7 2 6	3 7	1 . 4 4 5 1
1 7	1 . 1 8 4 3	3 8	1 . 4 5 9 5
1 8	1 . 1 9 6 1	3 9	1 . 4 7 4 1
1 9	1 . 2 0 8 1	4 0	1 . 4 8 8 9
2 0	1 . 2 2 0 2		

(注) 繰延期間 A 年 B カ月の者の乗率は次の算式により計算する。

(別表 4 , 5 共通)

$$A \text{ 年の乗率} + \frac{B}{12} \times [(A + 1) \text{ 年の乗率} - A \text{ 年の乗率}]$$

(別表 4 , 5 : 小数点以下第 5 位を切捨て)

## 別 表 5

## 乘 率 表

期 間	乘 率	期 間	乘 率
0 年	1 . 0 0 0 0 倍	2 1 年	1 . 1 1 0 4 倍
1	1 . 0 0 5 0	2 2	1 . 1 1 6 0
2	1 . 0 1 0 0	2 3	1 . 1 2 1 6
3	1 . 0 1 5 1	2 4	1 . 1 2 7 2
4	1 . 0 2 0 2	2 5	1 . 1 3 2 8
5	1 . 0 2 5 3	2 6	1 . 1 3 8 5
6	1 . 0 3 0 4	2 7	1 . 1 4 4 2
7	1 . 0 3 5 5	2 8	1 . 1 4 9 9
8	1 . 0 4 0 7	2 9	1 . 1 5 5 6
9	1 . 0 4 5 9	3 0	1 . 1 6 1 4
1 0	1 . 0 5 1 1	3 1	1 . 1 6 7 2
1 1	1 . 0 5 6 4	3 2	1 . 1 7 3 0
1 2	1 . 0 6 1 7	3 3	1 . 1 7 8 9
1 3	1 . 0 6 7 0	3 4	1 . 1 8 4 8
1 4	1 . 0 7 2 3	3 5	1 . 1 9 0 7
1 5	1 . 0 7 7 7	3 6	1 . 1 9 6 7
1 6	1 . 0 8 3 1	3 7	1 . 2 0 2 7
1 7	1 . 0 8 8 5	3 8	1 . 2 0 8 7
1 8	1 . 0 9 3 9	3 9	1 . 2 1 4 7
1 9	1 . 0 9 9 4	4 0	1 . 2 2 0 8
2 0	1 . 1 0 4 9		

## 別紙．公益社団法人日本薬剤師会年金規則第37条 分配規定詳細一覧表

### 契約者のステータス別分配方法

No	契約者の種類	ステータス	分配金規定
1	加入者	加入者	<ol style="list-style-type: none"> <li>加入者個人へ保険料元利合計額Bを分配する</li> <li>1.にかかわらず、保険料元利合計額Bが保険料元本累計額を下回る場合、保険料元本累計額に100.5%をかけた金額とする</li> <li>7月以降亡くなっている場合：加入者の分配金額と同額を遺族に分配する</li> </ol>
2	受給権者	未手続者（繰延者を含む）	<ol style="list-style-type: none"> <li>年金規則第15条第1項により受給権を取得し、受給手続きを行っていないものは、原則的に受給権取得時点の年金規則第18条第2項第1号の一時払金と同額を分配額とする</li> <li>受給権取得時から分配時点の期間は考慮しない</li> <li>ただし、年金規則第16条の2の繰延べ老齢年金の申請を行っているものは、2.によらず、1.の分配額に年金規則「別表3．繰延べ老齢年金乗率表」の6月30日時点の期間の乗率を乗する</li> </ol>
3	受給者	受給者	<ol style="list-style-type: none"> <li>受給者個人への分配方法は、残余保険料元本累計額＋上乗せ分を分配する                      残余保険料元本累計額＝受給者（個人）の保険料元本累計額－受給者（個人）への支給総額                      なお、受給者（個人）の保険料元本累計額－受給者（個人）への支給総額がマイナスの場合は、「0」とみなす</li> <li>上乗せ分は、（分配資産－優先配賦総額）×責任準備金比とする                      優先配賦総額＝加入者への分配金総額＋残余保険料元本累計総額＋遺族年金受給者への分配金総額                      責任準備金比＝責任準備金（受給者個人）÷責任準備金総額（受給者全体）                      なお、責任準備金総額（受給者全体）の受給者に遺族年金受給者は含まない</li> <li>7月以降亡くなっている場合：受給者への分配金額と同額を遺族に分配する</li> <li>年金規則第37条第6項に従い、分配資産分配後、基金に資産が残っている場合は受給者に基金の残資産を責任準備金比にて按分し分配する                      なお、受給者（ステータス）以外には、追加の分配は行わない</li> </ol>
		遺族年金受給者	<ol style="list-style-type: none"> <li>保証期間内：保証期間までの年金額を一括で分配する（現在価値への割引計算はしない）</li> <li>保証期間終了後：12月分までの残りの部分の年金額を一括で分配する（現在価値への割引計算はしない）</li> </ol>
		待機者（再開予定者）	年金規則第18条第3項において、一時払金を選択した受給者のうち保証期間を経過していない受給者に対して下記のとおり取り扱う <ol style="list-style-type: none"> <li>保険料元本累計額－支給総額（一時払金を選択しなかった場合に支給された総額を支給総額とみなす）の算出した結果である残余保険料元本累計額を分配する</li> <li>残余保険料元本累計額がマイナスの場合、「0」とみなす</li> <li>上乗せ分は、責任準備金（受給者個人）の金額を50%に減じた額を待機者（再開予定者）の責任準備金（受給者個人）の額として扱い、責任準備金（受給者全体）に対しても同額を全体額に個人の責任準備金として加算した金額を用いて算出する                      責任準備金比＝（責任準備金（受給者個人）×50%）÷責任準備金総額（受給者全体）                      受給者全体の責任準備金も待機者は50%に減じた額を用いて算出する</li> <li>所定の期日までに生存が確認できない場合は、分配金の対象から外すものとする</li> </ol>

### 施行日

本別紙は、令和2年12月9日より施行するものとする

令和2年12月9日 施行

# 公益社団法人日本薬剤師会年金規則施行細則

## 第 1 章 総 則

( 目 的 )

第 1 条 本施行細則(以下、「施行細則」という。)は、公益社団法人日本薬剤師会年金規則(以下、「年金規則」という。)第 3 1 条の規定にもとづき、年金保険制度の運営を円滑に行うことを目的とする。

( 年金委員会の委員の任期 )

第 2 条 年金規則第 8 条第 2 項に定める年金委員会(以下、「委員会」という。)の委員の任期は次の各号に定めるところによる。

ただし、重任を妨げない。

- (1) 理事代表の委員の任期は公益社団法人日本薬剤師会(以下、「本会」という。)の理事の任期に従う。
- (2) 加入者代表の委員の任期は本会の理事の任期に従う。
- (3) 学識経験者等の委員の任期は本会の理事の任期に従う。

## 第 2 章 加入および保険料の払込み

( 加入および保険料増減額の手続 )

第 3 条 会員が本制度に加入するときは、加入申込書を本会に提出しなければならない。

本会が加入の申込みを受理したときは、加入者に対して加入者証を交付する。

2 加入者が保険料を増額または減額するときは、本会が定める書類または手続きにしたがって、本会に申し込まなければならない。

本会が保険料の変更申込みを受理したときは、加入者に対して加入者証を更新交付する。

3 本会の加入者証には、以下の事項を記載する。

- (1) 本会の名称
- (2) 加入者の氏名
- (3) 給付の種類および年金額
- (4) 給付事由
- (5) 保険料
- (6) 保険料の払込方法(月払・年払)
- (7) 本制度加入を申し込んだ年月日
- (8) 本加入者証を作成した年月日

( 保険料の払込み方法 )

第 4 条 年金規則第 11 条に定める保険料の払込みを行う場合、加入者は、次の各号に掲げる方法の 1 つを予め指定し、その方法を用いる。

(1) 月払い

(2) 年払い

2 加入者は、前項に掲げる払込みの方法を申出により変更することができる。

3 年払いにおいて、1 年未満の端数月が生じたときは月割りとする。

4 一定期間の保険料未納者に対しては、継続して加入する意志の有無を照会し、その回答により加入取消、脱退、請求停止等の措置をとることができる。

( 保険料の送金の方法 )

第 5 条 加入者は、月払い、年払いとも予め加入者が指定する金融機関の口座から自動振替の方法により、保険料を送金する。自動振替の金融機関の範囲は、本会が予め定める。

2 本会は、保険料を領収した場合、保険料領収書の発行を省略する。ただし、加入者から請求があった場合には、保険料領収書を発行する。

( 計算書の交付 )

第 6 条 本会は、毎年 1 回、加入者に薬剤師年金計算書を交付し、次に掲げる事項を通知する。

(1) 当期中払込済保険料額

(2) 払込済保険料累計額

### 第 3 章 給 付

#### 第 1 節 通 則

( 給付金額の端数処理 )

第 7 条 給付金額の計算において、1 円未満の端数は四捨五入する。

( 給付金の送金方法 )

第 8 条 年金および一時金の送金方法は、金融機関口座振込みによる。

2 前項の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日時点で郵便振替現金払い指定している受給者または遺族年金受給者が、引き続き郵便振替現金払いの方法とすることを申し出た場合にあっては、郵便振替現金払いの方法とすることができるものとする。

#### 第 2 節 年金の給付

( 老齢年金の受給手続 )

第 9 条 年金規則第 15 条の規定により、老齢年金を受給する者は、満 65 歳に達する前月までに、遅滞なく本会が定める書類または手続きにしたがって、本会に申し込まなければならない。

(繰上げ老齢年金の受給手続)

第 9 条の 2 年金規則第 16 条の規定により、繰上げ老齢年金を希望する者は、受給を希望する年齢に達する前月までに、遅滞なく本会が定める書類または手続きにしたがって、本会に申し込まなければならない。

(繰延べ老齢年金の申出手続)

第 9 条の 3 年金規則第 16 条の 2 の規定により、繰延べ老齢年金を希望する者は、満 65 歳に達する前月までに、遅滞なく本会が定める書類または手続きにしたがって、本会に申し込まなければならない。

(繰延べ老齢年金の受給手続)

第 9 条の 4 年金規則第 16 条の 2 の規定により、繰延べ老齢年金を受給する者は、支給開始時期に達する前月までに、遅滞なく本会が定める書類または手続きにしたがって、本会に申し込まなければならない。

(遺族年金の受給手続)

第 10 条 年金規則第 17 条第 1 項の規定により遺族年金の受給事由が生じた者は、遅滞なく本会が定める書類または手続きにしたがって、本会に申し込まなければならない。

(年金の支給月)

第 11 条 年金は毎年 4 回、1 月、4 月、7 月および 10 月にその前月分までの未払分を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日時点において年金の支給月が毎年 1 回である受給者または遺族年金受給者(平成 30 年 3 月 31 日までに初回の支払が行われている場合に限る。)が、申し出た場合にあっては、引き続き毎年 1 回の支給月(平成 30 年 3 月 31 日までの支給月と同月とする。)にその前月分までの未払分を支給する。

3 年金の支払日は、原則として前 2 項に定める支給月の 10 日とする。ただし、当該日付が金融機関の休業日の場合には、その翌日以降に最初に到来する金融機関の休業日でない日とする。

(保証期間経過後の受給手続)

第 12 条 保証期間経過の翌年度以降、年金受給者は毎年 1 月 1 日現在における自己の生存を証するため、毎年 1 月末日までに本会が定める書類を本会に提出しな

ければならない。

- 2 前項の手續が行われていない場合、その手續がなされるまで年金の支給を停止する。

### 第3節 年金の一時払選択

(年金受給開始時の一時払選択手續)

- 第13条 年金規則第18条第1項により一時払を選択する場合の手續は第9条ないし第10条の規定に準ずるものとする。

(年金受給中の一時払選択手續)

- 第14条 年金規則第18条第1項により年金受給中に一時払を選択する者は、遅滞なく本会が定める書類または手續きにしたがって、本会に申し込まなければならない。

### 第4節 一時金の給付

(脱退一時金の受給手續)

- 第15条 年金規則第19条第1項に定める脱退一時金の受給事由が生じた者は、脱退を希望する月の前月20日までとし、20日が本会の休業日となる場合はその前日までに、遅滞なく本会が定める書類または手續きにしたがって、本会に申し込まなければならない。

(遺族一時金の受給手續)

- 第16条 年金規則第20条第1項に定める遺族一時金の受給事由が生じた者は、遅滞なく本会が定める書類または手續きにしたがって、本会に申し込まなければならない。

## 第4章 雑 則

(受給手續および支払時期等)

- 第17条 本会は、第9条、第9条の2、第9条の4、第10条、第13条、第14条および第16条に定める受給手續に関する完備書類が本会に到着した日の翌日から起算して180日以内に、本会が給付を行うために必要な事項の確認を終え、給付を行うものとする。
  - 2 特別な照会または調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、本会は、前項に定める完備書類が本会に到着した日の翌日から起算して210日以内に給付を行うものとする。この場合において、本会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または遺族に対して通知するものとする。
- 3 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、被保険者または遺族が正当な理由なく当該確認



を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含む。）には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または前項の期間に算入しないものとする。

4 本会は、第1項または第2項に定める期日を超えて給付を行う場合には、その期日の翌日から法律で定められた利率で計算した遅延利息を加えて、給付を行うものとする。

（被保険者の遺族の指定手続）

第18条 被保険者が、年金規則第23条第1項の規定により遺族を指定するときは、遅滞なく本会が定める書類または手続きにしたがって、本会に申し込まなければならない。

（被保険者の遺族の指定変更手続）

第18条の2 被保険者が、前条の規定により遺族を指定した後、指定者が被指定者を変更する場合は、前条の手続きを再度行うこととする。

（遺族年金、および遺族一時金の受給権の放棄手続と受給権の移行手続）

第19条 年金規則第23条の2により遺族年金、および遺族一時金の受給権者が受給権を放棄し、その受給権を年金規則第23条第2項の順位で次順位者に移行する場合は、遅滞なく本会が定める書類または手続きにしたがって、本会に申し込まなければならない。

（加入者の届出事項変更手続）

第20条 加入者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく本会が定める書類または手続きにしたがって、本会に申し込まなければならない。

- (1) 住所を変更したとき
- (2) 氏名を変更したとき
- (3) 保険料の払込方法を変更するとき
- (4) 自動振替の金融機関を変更するとき

（年金受給等の届出事項変更手続）

第21条 年金受給者、年金受給権者および遺族年金受給者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく本会が定める書類または手続きにしたがって、本会に申し込まなければならない。

- (1) 住所を変更したとき
- (2) 氏名を変更したとき
- (3) 年金の受領方法を変更するとき

（改 廃）

第22条 この施行細則の改廃は、年金委員会において審議した上で、本会理事会の決議を経て行う。

## 退会者に関する特則

(規則の読み替え)

第 1 条 本特則においては、公益社団法人日本薬剤師会年金規則施行細則(以下、「施行細則」という。)において「会員」とあるのは「会員(加入日時点で本会の会員である者に限る。)」と読み替えて適用する。

(準用規定)

第 2 条 本特則に定めのない事項については、本特則に反しない限り、施行細則の規定を準用する。

付 則

( 施 行 日 )

第 1 条 この施行細則は、平成30年4月1日より改正施行する。

昭和50年 1 月 1 4 日一部改正

昭和59年 8 月 2 3 日一部改正

昭和60年 4 月 1 日一部改正

平成 5 年 4 月 1 日一部改正

平成 5 年 1 0 月 1 日一部改正

平成 9 年 4 月 1 日一部改正

平成 1 6 年 4 月 1 日一部改正

平成 2 4 年 4 月 1 日一部改正

昭和 5 5 年 1 0 月 1 日制定  
平成 9 年 4 月 1 日一部改正  
平成 3 0 年 4 月 1 日一部改正

## 日本薬剤師会年金保険規則内規

### 第 9 条の内規

1 . 薬剤師会職員（日薬・都道府県薬）の本制度への加入は、次の条件を満たす場合に限り認める。

イ . 職員の定年が満 6 5 歳以上であること。

（定年が満 6 0 歳の場合は、繰上老齢年金が可能な満 4 0 歳未満の職員に限定）

ロ . 満 6 5 歳未満（繰上老齢年金の該当者を除く）で退職する職員は、すべて脱退一時金とする。

### 第 2 5 条の内規

1 . 時効 1 年前に給付が完了しない受給権者に対し、内容証明郵便による督促を行う。

2 . 給付を受けるべき日から 5 年を経過した場合は時効成立とし、年金基金に雑収入として組戻す。

3 . 時効扱いにした案件は 5 年を限度に別途管理し、受給権者より給付請求があった場合は年金委員会で裁定する。

4 . 転居先不明および遺族不明等による連絡不能者は、前記 2 および 3 を準用する。